



レール用異形継目板

JIS E 1116-1994

(2007 確認)

平成 6 年 4 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 41.3.1 改正：平成 6.4.1

官報公示：平成 6.4.14

原案作成協力者：財団法人 日本鉄道施設協会

審議部会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部会長 山之内 秀一郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（番号100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

レール用異形継目板

E 1116 1991

Compromise fish plates for rails

1. 適用範囲 この規格は、普通レール⁽¹⁾、熱処理レール⁽²⁾及び端部熱処理レール⁽³⁾に規定する異種又は同種のレール相互間に用いる異形継目板(以下、継目板という。)について規定する。

注⁽¹⁾ JIS E 1101(普通レール)参照

⁽²⁾ JIS E 1120(熱処理レール)参照

⁽³⁾ JIS E 1123(端部熱処理レール)参照

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS G 4051 機械構造用炭素鋼鋼材

JIS Z 2201 金属材料引張試験片

JIS Z 2241 金属材料引張試験方法

JIS Z 2243 ブリネル硬さ試験方法

2. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考値である。

2. 種類及び記号 継目板の種類及び記号は、用途及び熱処理の有無によって区分し、表1のとおりとする。

表1 種類及び記号

種類		記号	
用途			
1種	50 kgN - 37 kgN レール用異形継目板	なし	50 N - 37
	50 kgN - 40 kgN レール用異形継目板		50 N - 40 N
	50 kgN - 50 kgN レール用異形継目板		50 N - 50
2種	40 kgN レール 段違い用異形継目板	あり	2 - 40 N
	50 kg レール 段違い用異形継目板		2 - 50
	50 kgN レール 段違い用異形継目板		2 - 50 N
	60 kg レール 段違い用異形継目板		2 - 60
3種	40 kgN レール 繰目落用異形継目板		3 - 40 N
	50 kg レール 繰目落用異形継目板		3 - 50
	50 kgN レール 繰目落用異形継目板		3 - 50 N
	60 kg レール 繰目落用異形継目板		3 - 60

3. 品質

3.1 外観 継目板の外観は、次のとおりとする。

(1) 継目板は、全長にわたり、使用上有害なきず、ねじれ、割れなどの欠陥があってはならない。

(2) 継目板の端面及び穴の内面には、使用上有害なパイプきずなどの欠陥があってはならない。

3.2 曲がり及びレールとの間隔 継目板の曲がり及びレールとの間隔は、次のとおりとする。

(1) 曲がり 継目板の曲がりの最大値は、7.1(1)によって測定したとき、表2の規定に適合しなければならない。